三十九、合資会社武蔵屋に対する件

昭和四十三年(排)第三十三号

排除命令

愛知県犬山市大字犬山字寺下二十六番地

合資会社武蔵屋

右代表者　代表社員　岸野誠一

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、合資会社武蔵屋は、その販売する小売価額百円の「きびだんご」と称する商品およびこれと同種の商品について、今後、内容物の保護または品質保全の限度をこえて過大な容器包装を用いることにより、一般消費者に、当該商品の内容量に関し誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、小売価額百円の「きびだんご」と称する商品について、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品に過大な容器包装を用い、その内容物は、包装箱の総容積の約一割余に相当する部分にしかなかつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が

承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

合資会社武蔵屋（以下「武蔵屋」という。）は、肩書地に事務所を置き、観光土産品の製造販売業を営む事業者である。

武蔵屋は、小売価格百円の「きびだんご」と称する商品（別添写真参照）を昭和二十八年六月頃から自社工場において製造し、肩書地において販売している。

「きびだんご」と称する商品は、だんご三個を串刺しにした「きびだんご」十五本が、縦二十二センチメートル、横十五・五センチメートル、高さ二・四センチメートル（総容積約八百十八・四立方センチメートル）の包装箱に詰められ、包装箱の表面は、透明なセロハン紙でおおわれており、包装箱の周囲には、幅約一・七センチメートルのレース編模様の紙リボンで縁取りがほどこされ、あたかも外見からは、「きびだんご」が包装箱一杯に詰められているかのように包装されている。

しかるに、当該包装箱は、周囲に幅一・六センチメートルの額縁状の枠がほどこされ、前記レース編模様の紙リボンでおおわれ、また、段ボール紙で高さ一・五センチメートルに、あげ底されており、その上に直径約二センチメートル、厚さ約〇・七センチメートルのだんご三個を串刺しにした「きびだんご」十五本が表面に一重にならべられたものであつて、結局「きびだんご」と称する商品は、包装箱の総容積の約一割強の部分に詰められているにすぎない。

よつて、武蔵屋は、当該商品の内容量について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、武蔵屋の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年五月十八日

公正取引委員会

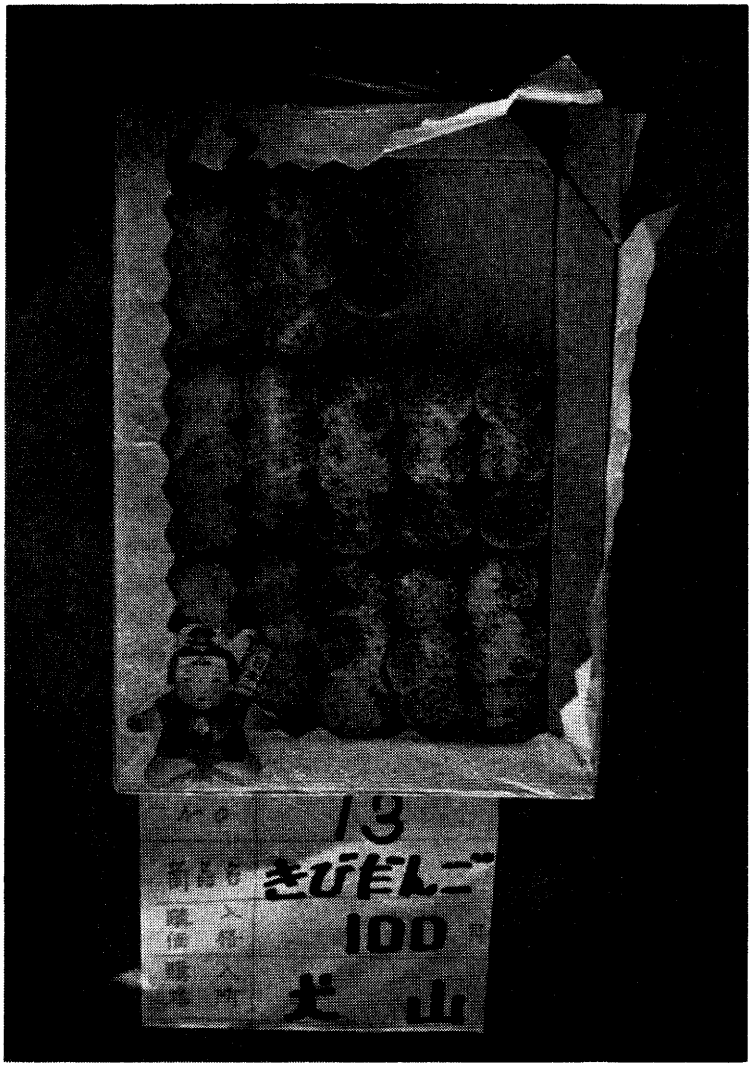
委員長　山田精一

委員　菊池淳一

委員　梅田孝久

委員　亀岡康夫

委員　有賀美智子


13
きびだんご
100
犬　山